

鹿 児 島 県 公 報

平成25年12月20日（金）第2968号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

告 示

- 都市計画道路の変更（8件）（都市計画課取扱い） 1
○都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（都市計画課取扱い） 4
- 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 4
○落札者等の公告（管財課取扱い） 4
- 教 育 委 員 会 規 則
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 5
○鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則（※）（義務教育課取扱い） 6
- 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数（※）（選挙管理委員会取扱い） 8

告 示

鹿児島県告示第1246号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 鹿児島都市計画道路
(2) 名称 1・4・1号鹿児島東西線

2 都市計画を変更した土地の区域

変更した部分

鹿児島市上荒田町，上之園町，中央町，武一丁目，武二丁目，武三丁目，武岡一丁目，田上六丁目及び田上七丁目の各一部

鹿児島県告示第1247号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、次の都市計画を変更した。

なお、当該都市計画の図書を、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

1 都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 志布志都市計画道路

- (2) 名称 1・3・1号志布志鹿屋末吉線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分

志布志市大字志布志町志布志字見帰の一部，大字志布志町安楽字小牧，字下堀，字坂ノ上，字宮之上稲荷及び字三郎丸の各一部，大字有明町野井倉字甚掘，字鎌迫，字上苑上，字田尾及び字田尾下の各一部並びに大字有明町蓬原字中牟田及び字春日堀の各一部

鹿児島県告示第1248号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，次の都市計画を変更した。

なお，当該都市計画の図書を，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種類 大崎都市計画道路
(2) 名称 1・3・1号志布志鹿屋末吉線

- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分

大崎町大字菱田字宇都口，字境添及び字実吉堀の各一部，大字井俣字平良上，字平田，字坂上，字六反田及び字堂園堀の各一部，大字仮宿字荒園の一部，大字永吉字天神，字牧山，字木屋堀及び字柵木段の各一部，大字持留字尾ノ鼻及び字尾鼻沖の各一部並びに大字野方字柿木段，字中迫，字椿山，字前段，字宮ノ本，字本田，字天神段，字牧，字若松及び字後迫の各一部

鹿児島県告示第1249号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，次の都市計画を変更した。

なお，当該都市計画の図書を，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種類 串良都市計画道路
(2) 名称 1・3・1号志布志鹿屋末吉線

- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分

鹿屋市串良町細山田字下別府，字北原ノ上，字町田堀，字井料，字牧山，字新堀込，字田原迫ノ上，字梨木，字長堀，字田原迫，字立小野堀，字十三塚，字持土，字堀込，字石縊，字夏迫，字堂田，字地藏免，字平木，字木場田及び字水流丸の各一部

鹿児島県告示第1250号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，次の都市計画を変更した。

なお，当該都市計画の図書を，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
(1) 種類 鹿屋都市計画道路

- (2) 名称 1・3・1号志布志鹿屋末吉線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
鹿屋市下高隈町字大牧，字馬込，字樋ノ口及び字曲ヶ迫の各一部

鹿児島県告示第1251号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，次の都市計画を変更した。

なお，当該都市計画の図書を，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
- (1) 種類 大隅都市計画道路
- (2) 名称 1・3・1号志布志鹿屋末吉線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分

曾於市大字大隅町荒谷字西迫，字鹿ノ子，字桑木ヶ丸及び字荒谷の各一部，大字大隅町中之内字唐尾谷，字八木塚段，字鳶ヶ尾，字荒神迫及び字堤ヶ迫の各一部，大字大隅町大谷字郷ヶ迫，字本城及び字木場田の各一部並びに大字大隅町岩川字松木田，字五部，字前畑段，字崩下，字前段，字入佐，字定塚，字渡り，字谷ヶ迫，字山田前，字高古塚，字山田，字開段，字狩俣，字屋敷段及び字両頭段の各一部

鹿児島県告示第1252号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，次の都市計画を変更した。

なお，当該都市計画の図書を，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
- (1) 種類 鹿屋都市計画道路
- (2) 名称 1・4・2号大隅中央線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分
鹿屋市笠之原町，東原町及び旭原町の各一部

鹿児島県告示第1253号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により，次の都市計画を変更した。

なお，当該都市計画の図書を，同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により，鹿児島県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成25年12月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 都市計画の種類及び名称
- (1) 種類 串良都市計画道路
- (2) 名称 1・4・2号大隅中央線
3・6・1号細山田線
- 2 都市計画を変更した土地の区域
変更した部分

- 1・4・2号大隅中央線
鹿屋市串良町細山田字后提寺堀，字山之上，字垂水堀，字外堀，字新中堀及び字センダ
ン堀の各一部
- 3・6・1号細山田線
鹿屋市串良町細山田字外堀，字十三塚，字山之上及び字新中堀の各一部

鹿児島県告示第1254号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成25年12月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 施行者の名称
喜界町
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 喜界都市計画下水道事業
 - (2) 名称 喜界町公共下水道
- 3 事業施行期間（変更なし）
平成12年3月10日から平成30年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
平成12年3月10日鹿児島県告示第281号，平成16年3月19日鹿児島県告示第596号及び平成19年7月17日鹿児島県告示第1118号の事業地に大字島中字池治前，大字赤連字赤本，字ヂャ持ノ下及び字山水，大字湾字久代真及び字見付山並びに大字中里字西，字志良及び字オハ実を加える。

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は，完了した。

平成25年12月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
始良市加治木町木田字草水2168番2，2169番1，2169番2，2171番，2173番1，2184番2，2185番，2186番1，2186番2，2187番2，2188番，2189番，2202番1，2202番2，2203番，2205番，2206番，2207番，2208番1，2208番2，2208番3，2209番，2210番1，2210番2，2211番，2212番1，2212番2，2212番3，2212番4，2221番1，2223番1，2224番，2226番1，2226番2，2227番1，2228番，2229番，2230番，2186番1地先水路，2205番地先水路及び2206番地先里道の一部並びに字弥勒2327番1，2332番1，2332番2，2333番1，2334番3及び2327番1地先水路の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名
鹿児島市中央町35番地31
株式会社細山田商事
代表取締役 細山田良昭

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成25年12月20日

鹿児島県知事 伊藤祐一郎

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
簡易サーベイメータ 690台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577
- 3 落札者を決定した日
平成25年10月22日
- 4 落札者の氏名及び住所
日立アロカメディカル株式会社鹿児島営業所
鹿児島市紫原五丁目16番8号
- 5 落札金額
100,705,500円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成25年9月10日

教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第12号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和30年鹿児島県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の2（見出しを含む。）中「第34項及び第35項」を「第38項及び第39項」に改める。

第13条（見出しを含む。）中「若しくは第18項」を「第18項若しくは第19項」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 基礎資格を有することを証明する書類

別記第1号様式中

「

免 許 法 5 条 号

」を「

免 許 法 5 条 項

」に、「

免 許 法 附 則 8, 9, 18項

」を「

免 許 法 附 則 8, 9, 18, 19項

」に改める。

別記第3号様式中

「1 就職から現在までについて順を追って記載すること。
2 勤務状況の欄は事実上継続して授業を担当したこと及び勤惰の詳細校務分掌の状況、学級担任の成績等につき記載すること。」

を

「1 就職から現在までについて順を追って記載すること。（免許法附則第19項により申請する場合を除く。）
2 勤務状況の欄は事実上継続して授業を担当したこと及び勤惰の詳細校務分掌の状況、学級担任の成績等につき記載すること。
3 免許法附則第19項（幼稚園教諭取得の特例）により申請する場合は、年月日欄に勤務期間及び実勤務時間を記載し、勤務先欄には、施設名、所在地及び電話番号を記載すること。

なお、複数の施設における勤務時間を合算する場合は、それぞれの施設ごとに実務成

績証明書を作成すること。 』
に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現にある改正前の様式による用紙は、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

.....
鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年12月20日

鹿児島県教育委員会委員長 島津公保

鹿児島県教育委員会規則第13号

鹿児島県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

鹿児島県立特別支援学校学則（昭和31年鹿児島県教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第17条を次のように改める。

第17条 削除

別記第7号様式から別記第9号様式までを次のように改める。

第7号様式 削除

第8号様式（第18条関係）

年 月 日

鹿児島県教育委員会 殿

住所

保護者

氏名

印

区域外就学について（願出）

私の保護している下記の者を貴管下の学校に就学させたいので、承諾くださるようお願いいたします。

記

児童生徒等氏名		性別	
生 年 月 日		続柄	
児童生徒等現住所			
現在籍校名・学年			
希望する学校名			
理 由			

備考 関係書類（病院の診断書等）を添付すること。

第9号様式（第18条関係）

（文書番号）

年 月 日

（保護者の氏名） 殿

鹿児島県教育委員会 印

区域外就学の承諾について（通知）

年 月 日付けで願出のあったことについて、下記のとおり承諾します。

記

児童生徒等氏名		性別	
生 年 月 日			
児童生徒等現住所			
保 護 者 氏 名			
入 学 先 学 校 名			
学 校 所 在 地			
入 学 期 日			

別記第12号様式中「（都道府県）教育委員会殿」を「（都道府県市町村）教育委員会 殿」に、

退学の理由		を
備 考	退学後の新しい住所，新たに就学させようとする学校等	

退学の理由		に
備 考		

改め、同様式注意を次のように改める。

注意 「備考」の欄には、退学後の新しい住所，新たに就学させようとする学校名等を記入すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示**鹿児島県選挙管理委員会告示第48号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項に規定する海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する各海区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

なお、平成24年12月21日付け鹿児島県選挙管理委員会告示第81号（海区漁業調整委員会委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の数）は、廃止する。

平成25年12月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

鹿児島海区	2,052人
熊毛海区	148人
奄美大島海区	382人